

福井県死因究明等推進協議会設置要綱 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>死因究明等推進計画(平成26年6月13日閣議決定)</u>に基づき、死因究明等の推進を図るため、福井県死因究明等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会の運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年2月26日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)第30条の規定</u>に基づき、死因究明等の推進を図るため、福井県死因究明等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会の運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年2月26日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和5年2月8日から施行する。</u></p>